

リハケアへるふ

(介護保険事業者番号 4570204695)

利用料金表

1、皆様にお支払い頂くもの（基本料金）

通常時間帯（午前8時～午後6時）（1回あたり）

【身体介護】

利用時間	単位数
(1)20分未満	167 単位
(2)20分以上 30分未満	250 単位
(3)30分以上 1時間未満	396 単位
(4)1時間以上	579 単位
以降 30分増すごとに	579 単位に 30分を増すごとに+84 単位

【生活援助】

利用時間	単位数
20分以上 45分未満	183 単位
45分以上	225 単位

【身体介護+生活援助】

利用時間	単位数
身体介護：20分以上 30分未満 + 生活援助：20分以上 45分未満	317 単位
身体介護：20分以上 30分未満 + 生活援助：45分以上 70分未満	384 単位
身体介護：20分以上 30分未満 + 生活援助：70分以上	451 単位

【通院等の乗車降車等の介助】

利用時間	単位数
1回につき	99 単位

※介護報酬告示上の額に各利用者様の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。

※身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合は所要時間 20 分から起算して 25 分増すごとに+67 単位 (201 単位を限度) となります。

※同時に 2 人の訪問介護員等がお 1 人の利用者様に対して訪問介護を行った場合は単位数の 100 分の 200 となります。

※夜間 (午後 6 時～午後 10 時)・早朝 (午前 6 時～午前 8 時) は 25%の割増、深夜 (午後 10 時～午前 6 時) は 50%の割増料金となります。

2、対象となる方にお支払い頂くもの

項目		単位数
初回加算※1	—	200 単位
緊急時訪問介護加算※2	1回につき	100 単位

※新規に訪問介護計画を作成し訪問介護サービスの提供などを行った場合や初回または初回の訪問介護を行った日の属する月に、サービス提供責任者がサービスを提供するまたは、訪問介護員等がサービスを提供する際、サービス提供責任者が同行するのいずれかになった場合に算定されます。2 カ月間のサービスの提供を受けていない場合も該当となります。

※2 利用者様やそのご家族からの要請を受けて、介護支援専門員が必要と認め、居宅サービス計画にない訪問介護 (身体介護) を提供した場合に加算されます。

3、皆様にお支払い頂くもの

(月額)

介護職員処遇改善加算	
介護職員の賃金改善や賃金改善以外の処遇改善、(キャリアパス介護職員の育成)に取り組んでいる事業所に対する加算となります。	
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	訪問介護サービス (上記 1~2) の 介護報酬総単位数の 13.7%
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	訪問介護サービス (上記 1~2) の 介護報酬総単位数の 10%
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	訪問介護サービス (上記 1~2) の 介護報酬総単位数の 2.3%

※介護職員処遇改善加算に関しては、体制に応じて算定項目変更となる場合がございますが、その際は、その都度ご説明させていただきます。

(月額)

介護職員等特定処遇改善加算	
別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が指定訪問介護を行った場合に算定される加算となります。	
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	訪問介護サービス (上記 1~2) の 介護報酬総単位数の 6.3%
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	訪問介護サービス (上記 1~2) の 介護報酬総単位数の 4.2%

(月額)

介護職員等ベースアップ等支援加算	
訪問介護サービス (上記 1~2) の 介護報酬総単位数の 2.4%	

4、その他

※利用料金表は1割負担の料金が表示されています。また、一定以上所得者の介護保険負担割合見直しに伴い、保険給付サービス利用料の自己負担については、「介護保険負担割合証」で確認させていただきます。